

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第五十六号

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)午前十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君

理事 大矢半次郎君 伊藤 保平君

委員 岡崎 眞一君 黒田 英雄君 西川甚五郎君 溝淵 春次君 小宮山常吉君 田村 文吉君 森 八三二君 野澤 勝君 下條 恭兵君 菊田 七平君 木村禧八郎君

委員外議員

政府委員

大蔵省主計 局法規課長 佐藤 一郎君 大蔵省主税 局税關部長 北島 武雄君 大蔵省理財局長 石田 正君 大蔵省銀行局長 河野 通一君 事務局側

説明員

大蔵省理財局 爲替政策課長 稻益 繁君

通商産業省通商 振興局長 石井由太郎君

本日の會議に付した事件

○適合委員会開会の件 ○設備輸出爲替損失補償法案(内閣提出、衆議院送付)

○国民貯蓄債券法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第五十五回の大蔵委員会を開催いたします。

昨日労働委員会に付託されております労働金庫法について、適合委員会を開くことを労働委員会に申入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 実は今日午後向うの委員長と適合委員会を開くことに内諾してありますが、そういうふうにとり取らつてよろしいと思ひますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) じゃそういう設備輸出爲替損失補償法案について質疑を行います。

○木村禧八郎君 この爲替損失補償に對して、貿易の相手方のほうの爲替の変動ですね、向うの損失ばかりでなく、今度日本側の爲替変更による損失も含まれて居るのですか。例えはね、二つちの三百六十円レートを變更する

という場合、爲替変動による損失額といふものも含まれるわけですか。

○説明員(稻益繁君) 仰せの通りでございます。日本側で三百六十円、或いは現在の對ポンドの最低レート千八百円というふうなレートを變更しました場合には適用されます。

○木村禧八郎君 何か将来にそういうふうな爲替の変更を一応予想して居るのですか。そういうふうなことがあり得ることを予想して居るわけですか。

○説明員(稻益繁君) 予想して居るかというお尋ねでございますが、例えは現在のレートで申上げますと對米ドルの相場は三百六十円でありまして、これは爲替管理法で對ポンドの相場は但し最低レートを維持しなければならぬという規定はございまして、その場合にポンドが現在對米相場で二ドル八十セントでございます。これが例えは一割なら一割、二割なら二割というふうに切下げられました場合には一底基準レートが二ドル三百六十円でありまして、その最低相場が例えは二ドル八十が二ドル六十になつたという場合には千八百円のレートが九百四十円というふうになつて参るわけでありまして、その場合にはこういう事態が予想されるという考えでございます。

○木村禧八郎君 それと、今のポンド地域に對する輸出、或いは輸入に對して爲替レートの、特にポンドの關相場ですか、そういうふうなものが支障になつて居るので、このまま調整する方法としていろいろ考えられて居るわけですね、例えは輸出税を取るとか、或いは又直接の方策としてはレートを變更するといふことも直接の方策です。そういう對ポンド爲替政策の一つとして考へて居る。そういうわけですね。

○説明員(稻益繁君) ちよつと御質問の御趣旨がはつきりいたしません

○木村禧八郎君 もう一度いたします。要するにいろいろなポンドとの調整に對して政府はいろいろ考へて居るわけですね。いろいろなあれがあるわけです。そのうちのひとつとして直接今度

は爲替のポンドに對するレートの變更があるわけですね。これを見まして、そういうことと予想されて居るように思われるのであつて、いろいろな對策のうち爲替相場が變更といふ、そういう政策を主として政府は考へて居るのかどうかといふことになつて居るのか

○政府委員(石田正君) お話の点は、こういうことと考へないかと思つて居るわけですが、まあポンド地域に物が

が出てなかつたら、向うから物が入りたくい、これは根本的な問題としてはポンド地域の物価高といふのが原因である、それが今度はアジャストする方面といたしまして、爲替レートを一ポンドが二ドル八十セントであるとか、二ドル四十セントといふような実勢がある、そういうような場合にアジャストするの適當じやないかといふ、こういうふうな議論もあるわけですね。そこでそういうことを政府としては、日本側が自主的に、例えは今千八百円であり

ますやつを八百円とか九百円とかやる

けですね、例えは輸出税を取るとか、或いは又直接の方策としてはレートを變更するといふことも直接の方策です。そういう對ポンド爲替政策の一つとして考へて居る。そういうわけですね。

○説明員(稻益繁君) ちよつと御質問の御趣旨がはつきりいたしません

○木村禧八郎君 もう一度いたします。要するにいろいろなポンドとの調整に對して政府はいろいろ考へて居るわけですね。いろいろなあれがあるわけです。そのうちのひとつとして直接今度

は爲替のポンドに對するレートの變更があるわけですね。これを見まして、そういうことと予想されて居るように思われるのであつて、いろいろな對策のうち爲替相場が變更といふ、そういう政策を主として政府は考へて居るのかどうかといふことになつて居るのか

○政府委員(石田正君) お話の点は、こういうことと考へないかと思つて居るわけですが、まあポンド地域に物が

が出てなかつたら、向うから物が入りたくい、これは根本的な問題としてはポンド地域の物価高といふのが原因である、それが今度はアジャストする方面といたしまして、爲替レートを一ポンドが二ドル八十セントであるとか、二ドル四十セントといふような実勢がある、そういうような場合にアジャストするの適當じやないかといふ、こういうふうな議論もあるわけですね。そこでそういうことを政府としては、日本側が自主的に、例えは今千八百円であり

ますやつを八百円とか九百円とかやる

○政府委員(石田正君) 御承知の通り

ポンドの引下げがあるのではないかと

いふいろいろと考へて居るわけですね。これはこの法律案の趣旨といたしましては、

ポンドだけに對して何も取敢へないという限定をいたして居るわけでもございませぬし、ポンドの問題が大きな問題であるといふことは實際問題といたしまして争えないことと思ひます。そこで

イギリス政府に對してポンドを變更するといふようなことも考へられましよう。それから又日本側でアジャストす



ざいまして、その点におきまして設備輸出であるならば全部為替の補償をするというものが今の状況におきましては適当ではないのか。例えば輸出超額であるものに対しては先ほど申しましたが、輸入ができませんればそれだけアンバランスの回復に資するものでありまして、そういうものに関連するものについては特別な措置を講ずる必要があるであらうというのでこの法案を提出した次第であります。

○田村文吉君 次にこの第四條の保険料に該当する文字として「補償料」という文字が使つてあるのではありませんか。これは保険料と同じ性質のように考えられますが、そう考へてはいけぬのではないですか。

○政府委員(石田正吉) これは要するに危険に對して危険は補償するというふうなことでございまして、保険料のようなものではないかというふうにお考えになるのもあれでございまして、これは補償料というものを締結するということにいたしてございまして、そこでその補償の契約をいたしますとこの對価であるというので補償という言葉を使つたのでございませぬ。

○田村文吉君 私申上げたのは、余りに補償契約の結果補償金をもらうという文字が一方に出て来ると同時に、一方においては補償料を拂うという文字になるのですから、補償料という文字は不適当で、むしろ保険料としてしまつたほうがいいのじやないかと思つたのでお伺ひしたのですが、それはそれでよろしくございませぬ。私の伺つたことではありませぬが、他の委員からの

御質問で大体二分くらいをお見込みになつてゐるといふお話でございませぬが、それはそのようなことでよろしくございませぬか。

○政府委員(石田正吉) これはどのくらい程度が適當であるかというところについてはいろいろ考へました結果、大体二分くらいがよろしいのではないかと、いろいろ一応の結論を下しておるといふことを申上げた次第でございませぬ。

○田村文吉君 次に第十一條の「補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る對価について外國為替の売却を行つてはならない」ということが書いてございませぬ。この意味はちよつとどういふ意味でございませぬか。

○政府委員(石田正吉) 一般の為替取引につきましては、外國為替特別会計において集中いたしてございませぬが、併し同時に予約というものが必要であらうと思ひますので、短期の予約をいたしておるわけでありませぬ。外國為替特別会計は短期の取引というものを重点にいたしてございませぬので、従いましてその為替の予約の期間というものを短くいたしておるわけにございませぬ。現状で申しますれば一年以内ということになつてございませぬ。若しこの設備輸出が輸入に貢献する場合におきましても、代金の回収が一年以内であればあえてこの制度を設けなくてもいいわけでありませぬ。ただこれは五年までを見ようというところでございませぬから、従いまして二年を超えざるものにつかましましてはこれはどうしてもこの關係を調整しなければならぬ。併し二年を超えざるものだけであつて、一年以内のものはまるきりその部分はこれに載

せないのだ、こういうことに相成りませぬれば二つに分れて来るわけでありませぬ。これは全体としまして代金の入りませぬ事態が五年契約にいたしまして、初めの一年には五分の一、二年目には又五分の一という工合に、結局五年間なら五年間で全額回収する契約を二社がいたすわけにございませぬ。その初めの一年分を合せまして補償契約に載せるわけにございませぬ。そういういたしました場合に、初めの一年分についてそれをいたすということになりませぬと二重の予約をするということになるわけにございませぬ。この方面でも補償を受けおる、同時に外國為替特別会計に對して一年間の短期第一回のものにつかましまして予約をするということになりませぬ、その間に為替相場の変動がございませぬ補償料を拂うということになりませぬと、この面におきましてもその變動の損というものをカバーする、同時に又若し一年間の予約をいたしておるといふことになりませぬと、その分で儲けができる、二重利得をする、そういうことになりませぬ、そういうことをしてはならぬ、こういうことにならぬわけにございませぬ。

○田村文吉君 成るべく政府の厄介にならないで、その当業者自身が補償する方法があるならばそれを利用したほうがいいのじやないかという、こういう意味から考へて、売却予約のものは許しておいたほうがいいのじやないか、この私考考へておるのですが……

○政府委員(石田正吉) この補償契約全般の問題といたしまして我々は強制をしようという意圖はないわけにございませぬ。で若しこの補償契約を締結し

てもらいたいというならばそれはしてもかまわぬ、こういうことになるわけにございませぬ。そこで併し為替補償契約をいたした場合には起つて来る、而も現在の下におきまして、一般の為替銀行というものが自分のリスクにおきましてこの売却に應ずるといふことでありますれば問題は無いわけにございませぬ。ところがそうでなくして、現在は全部外國為替特別会計にその予約が繋がれておるといふようなのが実情でございませぬ。と申しますのは政府が予約をしておるといふことでございませぬ。政府が二重にやるといふ必要はないだらう、こういうふうにお考へておるわけにございませぬ。

それから又一般の問題といたしまして為替銀行に對して例へば一年分は予約をする、為替銀行もこれに應ずるといふことでありますれば、そういう場合には当然この補償契約の場合に一年分を除きまして二年分から補償契約をするということになると思ふのでございませぬ。そうでございませぬから、これができましてもそういうことは別に支障はないと思つてございませぬ。

○田村文吉君 それからもう一つ伺ひませぬが、補償料、いわゆる保険料です、政府より補給してもらうのはわかつておるが、儲かつた場合には返すというのがちよつとどうも一般の觀念から言つておとつたところではないか、どういふ考へ方からありますか。

○政府委員(石田正吉) これは先ほど保険料ではないかというお話がありませぬ、したときにも少し突つこんで申上げればよろしかつたのでございませぬが、

大体この問題は長期の為替予約というものが五年間から五年間の為替予約というものがあつたれば、それに乗るわけにございませぬ。その為替予約というものは予約をいたしたれば損をしたときには、損をするような場合もカバーすると同時に、利益がないということが為替予約の特質なのでございませぬ。輸出業者が普通の場合に為替銀行に為替の予約をいたします。この場合におきましてはそのときで円で幾らというものはつきり採算を立てるというものが本旨でございませぬ。従いましてこの利益を得べかりし場合には来ない、損をこうむる場合には損が来ないというものが為替予約というものの本旨でございませぬ。これは、実は為替予約というものは長期の為替予約を認めようというところが実体なのでございませぬ。ただ併し國際慣例等におきまして、五年も先の為替予約ということには長過ぎるという意味で、この補償契約という言葉を作りまして、この為替予約に代るもの、長期の為替予約の実体はそういう意味でございませぬので今の御議論のよくな点が起つて来るのではないかと、かように考へる次第でございませぬ。

○田村文吉君 大体、このあれによりましてどのくらいの補償額になる予定をお持ちになつてございませぬか。

○政府委員(石田正吉) 実はこれは補償をどういふふうにあれるかという御質問でございませぬが、考へ方が二つございませぬ、契約額がどうであるかというところ、それから損が起つた場合とか或いは利益があつた場合とかいふような場合にその金額がどのくらいか、こういう問題がございませぬ。

のあとで申しましたような損とか益とかというふうな面から申しますと、これは要するに為替相場の率がかかるといふことによつてかかるといふのでございまして、特に外圀の政府の為替相場の変動に依するところのものについてのはどのくらいの程度の変動があるかといふことは予測できないわけでございます。そちらのほうの関係から補償額が幾らだ、或いは補償料を徴取するものが幾らだといふことになりまると、これはなかく、補償金を徴取する額が幾らであるかといふことにつぎましてはなかく、算定困難であると思ひますので、一応この補償の対象となるところの契約額が幾らかといふことで、百億円といふことで一応ここに規定しておるわけでございます。なおそれではその百億円の分といふものが、どのくらいの今度こういふ意味のプラント輸出があり得るだろうかといふ予想の問題になつて来るわけでございますが、この点は先般も申上げたのでございまして、去年の二月頃から今年の一月頃までの一年間の実績を見ますと、これに当てはまるところのプラント輸出といふものは大体六億くらい程度のものがございます。それから申しますとこの百億円という額はそれとの見合においては多過ぎるのではなからうか、こういふような議論も或いは出るかと思ひますが、併しこういふ例をば東南アジア開発とかその他これに該当しますような意味の設備輸出といふのは、これから起つて来る問題であると考えております。で我々はそういうものが殖えることは望ましいことであるとは考えておりませんけれども、併しこれは業者のかたがい

いろと向うの当事者と話した結果起つて来るものでございまして、なかく率直に申しまして、どれだけの金額を予想していかといふことは立てがたいのでございまして。そこで一応百億円といふ金額をここに定めまして次第でございまして、若しこれによりまして非常にはやりプラント輸出が、この種類のプラント輸出が多くなるといふような場合には、その百億円の額を上げるということについて又御審議を願わなければならぬのではないかと申すに思つております。

○野澤勝君 二、三ちよつとお伺ひします。この法案の中で設備を本邦から輸入するといふのは、この設備とはどういふものを考へておられますか。  
○政府委員(石田正君) これは設備と言ひましてもどういふものを見ておるか、常識的に考へまして機械設備、それからそれに関連いたしまして船とかそれから鉄道、車両とか貨車でございますとか、そういうものを考へておる次第でございまして。

○田村文吉君 大体わかりました。わかりましたが、最後のこの為替の変動のする時期にぐつともぐり込むようなものがたくさん出て来るというふうなことがありはせんかといふことを心配するのですが、そういう点について十分の御警戒をなさり、例えばポンドがよいより下りそうだとそのときに、今までしつかりした契約のなかつたものが契約という形になつたり、或いはそういう虞れがありはせんかと心配するのですが、そういうような点は心配はないのですか。

○政府委員(石田正君) お話のような点は運用上十分注意しなければならぬかと思つております。でこの契約の問題につきましては船積前に契約をしなければならぬといふことで時期を抑えてございまして。その私たちの気持から申しますと、本当のシツプメントが具体化するような時期において締結をいたしたい、漫然と契約ができたからといふふうなものにつきましては、これは慎重に考へなければいけないといふふうに考へております。

○野澤勝君 二、三ちよつとお伺ひします。この法案の中で設備を本邦から輸入するといふのは、この設備とはどういふものを考へておられますか。  
○政府委員(石田正君) これは設備と言ひましてもどういふものを見ておるか、常識的に考へまして機械設備、それからそれに関連いたしまして船とかそれから鉄道、車両とか貨車でございますとか、そういうものを考へておる次第でございまして。

○野澤勝君 ところで先ほど政府委員の答弁によりまするといふと、第三條の「国際收支上有利な地域に開拓して行くその大体構想が輸出の勘定の多いところといふことも見解を表明された」とありますが、出超の勘定の多いところといふのは、大体考へておられるのはどの国を対象にされておるか。  
○政府委員(石田正君) これは、大体日本は最近どちらかと申しますと、一般的に出超傾向にあります。極くその米ドル地域からは入超でございまして、そのほかの地域は大体出超であり、それから出超でありますところは大抵後進国といふふうにお考へ願つていいのではないかと考へております。

○野澤勝君 そうですね、従来大蔵省の見解はドル中心の見解を持つておられたのですが、通産省におきましては大抵輸出中心、ポンド地域に対する輸出の抑制を大蔵省の見解だといふと、意味されることになるということを通じて通産省と大蔵省との間にはその間輸出政策について少しの食い違ひがあつたのか、この法案の精神を見ますとポンド地域を重視しておるやに見受けられておる、私はまあさうなるのは当然だ

○野澤勝君 そうですね、従来大蔵省の見解はドル中心の見解を持つておられたのですが、通産省におきましては大抵輸出中心、ポンド地域に対する輸出の抑制を大蔵省の見解だといふと、意味されることになるということを通じて通産省と大蔵省との間にはその間輸出政策について少しの食い違ひがあつたのか、この法案の精神を見ますとポンド地域を重視しておるやに見受けられておる、私はまあさうなるのは当然だ

○野澤勝君 そうですね、従来大蔵省の見解はドル中心の見解を持つておられたのですが、通産省におきましては大抵輸出中心、ポンド地域に対する輸出の抑制を大蔵省の見解だといふと、意味されることになるということを通じて通産省と大蔵省との間にはその間輸出政策について少しの食い違ひがあつたのか、この法案の精神を見ますとポンド地域を重視しておるやに見受けられておる、私はまあさうなるのは当然だ

○野澤勝君 二、三ちよつとお伺ひします。この法案の中で設備を本邦から輸入するといふのは、この設備とはどういふものを考へておられますか。  
○政府委員(石田正君) 大蔵省は従来の方針を改めたかといふ御質問でございまして、従来の考へ方を別に変えたわけではございませぬ。従来の考へ方を考へておるわけでございます。と申すのは、今の御質問の趣旨といふのは、輸出をただ大いにやれといふのがこの法案の趣旨といふふうには御理解になつておるのではないと思ひます。でございまして、この法案は、日本の輸入を促進するための輸出と、そういう意味のプラント輸出といふふうにお考へておるわけでございます。

○野澤勝君 だん／＼わからなくなつて来ましたが、輸入を促進するための輸出といふことなんです、それをもう少し具体的にお話し願ひたいので

○政府委員(石田正君) 例へば、繊維の機械をインドに輸出するといふことが仮にあるとしますと、これは機械を輸出するだけでありまして、何らそれによつて日本はその繊維機械によりまして、できました縮糸布その他を入れようとする気持はないのでございまして、それは該当しないわけでありまして、併し、例へば、インドの鉄鉱石を掘りまして日本に持つて来る、そのための機械が必要であるといふので輸出するといふことに相成りますれば、そういうものはこれに該当するのであります。

○野澤勝君 そうですね、従来大蔵省の見解はドル中心の見解を持つておられたのですが、通産省におきましては大抵輸出中心、ポンド地域に対する輸出の抑制を大蔵省の見解だといふと、意味されることになるということを通じて通産省と大蔵省との間にはその間輸出政策について少しの食い違ひがあつたのか、この法案の精神を見ますとポンド地域を重視しておるやに見受けられておる、私はまあさうなるのは当然だ

○政府委員(石田正君) アメリカから入れるといふのがすべての本旨ではないのでありまして、要するに、アメリカから入れますよりもほかから入れたほうが有利であれば、そこから入れたほうが結構であるといふことは終始一貫して變つておらないのであります。

○野澤勝君 誠に政府委員の答弁は勇敢で結構なんです、さういふ方針は大蔵とも打合せた御意見だと思ひます、若しさういふ御意見だと思ひますと、現在の吉田さん初め政府の考へておる見解と、私はそこに少しの違ひがあると思ひますが、どうですか。

○政府委員(石田正君) ドル地域から入れますよりも、ほかの地域から入れたほうが有利であればそれに越したことはないといふことは、これはもう常識ではないかと思ひますのでございまして。ただ現状から申しますと、ドル地域からしか物が入手できない。ドル地域の物が安いといふのが実情でございます。更に各国ともドルがなくて困つておるといふのが実情であります。そういう実情の下におきまして、ドルといふものが大切であるといふことは勿論でございますが、併し成るべくドル地域から入れないでほかから輸入する、而も安いものが輸入できるような途を開いて行きたいといふことは考へておるのでございまして。

○野澤勝君 バトル法等に対する見解を大体少しく漏らされたように思ひますが、かような自主貿易に対する制限を加えるようなことをあえて政府みずからもし、且つ又これを承服してお

るといふこと自体があなたの見解とはよほど開きがあるじやないか。

○政府委員(石田正君) 私パトル法の問題につきましては所管外でございますので、そういう点をどうかという御議論につきましては、私から御答弁申上げるのはいささかどうかと思ひますので、この点は一つ御勘弁を願ひたいと思ひます。

○野澤勝君 よろしい、大体わかりました。

次にもう一点聞いておきます。これは為替管理委員会ですか、この本法案との関係はないですか。

○政府委員(石田正君) 外国為替管理委員会は現在も存在するわけでありまして、私たちが日常いろいろと仕事の上で打合せをいたしております。本件はつきましても、勿論外国為替管理委員会とどういふことをやろうと思つたのだというところをお話いたしましたしております。併し直接関係はありません。強いてありとしますならば、外国為替管理委員会は、外国為替管理特別会計を持つておりまして、そうして為替の予約というものをいたしておるわけでありまして、その部分は、これは二重利得のつぎましても、それは二重利得になつてはいけませんから、先ほど田村先生からの御質問にお話申上げましたような工合に、それは外国為替管理特別会計に対して為替の予約をしてはならないという点は多少関係するのではないかと思ひます。その程度であると思ひます。

○野澤勝君 畢竟各国の為替レートは相当違つておるのですが、これは、当局の見解をいたしましては、ドル建て

行こうとするのですか、ポンド建てでしようとするのですか。管理の仕方というものについて御見解を持つておられますか。

○政府委員(石田正君) その法案につきましても、別にドル建てでなければならぬとか、或いはポンド建てでなければならぬとかいふことはないのでございまして、これは一般の輸出につきましても、御承知の通り、現在の下におきましても、ドルかポンドかどちらかに相成つておるわけでございます。従いまして、そういう制度があります限りにおきましては、これも又一つの輸出でございますから、そういうことに相成ると思つております。ただ実際問題といたしまして、ドルで出します場合は、恐らくこういう予約の申込、或いは補償の申入れをするかたはなほである、ポンドのほうが恐らく相手としては多いのであろうか、かように考へております。

○木村謙八郎君 通産省のかたがお見えになつておられますね。この法案の趣旨が、これは何回も言われておるやうに、狙いは日本の経済の維持及び発展に寄與する重要物資の輸入の確保に貢献する、その方策の一つとして、こういう設備輸出の促進を図つて、その重要物資の輸入を行い、確保する、そのために損失補償をする、こういうことになつておるのですが、これは通産省のほうでは重要物資輸入確保策というものは何か体系的に一つ考へられておるじやないかと思つたのです。これは非常に重要な問題だと思つた。特にポンド過剰の問題もあり、それからさつき野澤君も言われたやうに、輸入につきは、成るだけドルバランスを有利にする

るやうに、ドル地域からの輸入を非ドル地域からの輸入に転換して行こう、こういう大きな方策があると思つた。その一つとして、これは出て来ておると思つた。そこで通産省としては、重要物資の輸入確保策についてどういふことを考へておるか、この際何つて置きた

○説明員(石井由太郎君) ポンド地域その他受取超過になつておる地域域からの重要物資を如何にして確保するかという御質問でございますが、現在の体系的な施策が何かあるじやないかというお話であります。現在考へておる段階でございます。先ず為替の割当をいたします物資につきましても、ポンド、ドル両地域からの輸入可能なものがございますればこれをできるだけポンド地域だけの為替の割当をいたしまして、ドル地域からの輸入為替の割当を抑制して参る。これを先ず第一にいたしておるわけでありまして、或いは粘結炭、鉄鉱石等につきましても、現に行なつておる事例でございます。更に一般にポンド地域からの輸入につきましても、値段が非常に高いというのが常識的に言われておるわけでございますが、若しその物価情勢の下におきましても、なお且つ輸入可能というものがございまして、これはできるだけ促進するためには、外貨の貸付制度等を実施いたしまして、金融面からの負担を軽くいたしたふうに考へておる。更にこれは地域の別はないのでございまして、割当になつておる統制的な物資の処分につきましては、今回の国会に

緊要物資輸入基金特別会計法を改正いたしまして、従来主として特需の目的のために利用されておりました本会計で、ひとり特需原材料のみでなく、政治的にむずかしい物資、例えばニッケル、コバルトといったようなものの取得を容易にするための政府輸入を行う。このような程度の政策を現在いたしておる次第でございます。

○木村謙八郎君 要するにこの重要物資をまあその適量な数量、品質、それから価格としては成るべく安く確保するといふことが狙いだと思つたのですが、今お話があつたところは、中共貿易については何ら考へておらないやうに見えておるのですが、或いは中共ばかりじやなくソ連と、中ソの貿易については今相当嚴重な管理貿易をやつておるわけですね。政府は最近いろいろ業者の中で中ソ貿易を要望する声が非常に大きいので、そうして又実際としても最近においては、アメリカは関税をどん／＼引上げようとしておる。それからポンド地域の輸出、輸出としておる。一体どこへ日本の貿易のほけ口を持つて行くか、私は中ソ貿易を拡大するよりほかにないと思つたのです。これはもう政治の問題は一応別として、経済的に言へば、そこでどうして、私は重要物資の輸入を確保するといふ点から言つても、中ソ貿易の問題について通産省として何らか考へていないならば、余りに今の通産省の政策が、パトル法の規定以上に強く貿易を管理してゐると思つたのです。それで中ソ貿易が必要以上に阻害されるという声が大いいのです。通産省としては、この

点についてどういふ考へを持つて、何か研究されておるかどうか、この点伺いたしたいと思います。

○説明員(石井由太郎君) 只今の中共貿易或いはパトル法の緩和という問題につきましても、私実は所管外でございますので、できませんれば後刻別の政府委員なり或いは政務次官等からお答え願つたほうがよろしいのではないかと考へます。

○木村謙八郎君 昨日私はそれを要求したので、私は、ですから昨日中共貿易のわかる人に来てもらいたい、こういう要求を出しておいたのですが、どうして呼んでくれないのですか。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めて下さい。

○木村謙八郎君 第三條について、これは誰か質問したかも知れませんが、その他政令で定めるこれに準ずる場合というやつですね。これはどういふ場合を予想されておるのですか。

○政府委員(石田正君) 何と申しますか、これは地域に開拓とか地域に転換するといふことに関連するわけでございますが、例えて申しますと、フィリッピンで鉄鉱石の山がある、そこでその山を何と申しますか、新しく掘り出すために、機械設備を要する、これはまあ当然これに入つて来ると思つたのです。ところが例へばインドならインドにおきまして、すでに鉱山はある、そして持つて来ようと思ふ物自体はある、併しながら輸送力がない、そのため鉄道なら鉄道を敷かなければならぬ、或いは鉄道はあるけれども港灣



が駄目で、港湾の設備をしなければならぬ、これは貨車を出すとか或いはレールを敷くとか、船を、まあライターでございませうが、解なんか輸出するといふようなものは必ずしも開拓とか転換といふことに当らない場合があるのじやないか。併し実際に獲得する上においては必要なものがあるのじやないか、そういう余地も残したい、かような意味であります。

○委員(平沼彌太郎君) 委員外議員波多野君から発言の許可を求められました。御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員(平沼彌太郎君) どうぞ。

○委員外議員(波多野君) さつきから話が出ておりますが、ポンド地域から輸入するという場合に、ポンド地域が相当インフレになつてゐるので物価が高い、だから物資の輸入が非常に困難になつてゐる。これは大分前から、私いつも言うのだけれども、ポンド地域がインフレーションになつてゐる、ということは、つまりポンドの為替の実際相場が、いわゆる公定相場が下つてゐる、ということの意味です。ところが日本ではポンド取引と言つていつも公定相場ばかりにしがみついてやつてゐる。実際相場で取引すればポンド地域の物価が高いという不利な條件は或る程度相殺されてしまふと思ふが、そういう点はどうですか。新聞で見るとポンドの実際相場を取引するよふな方向を持つて行きたいといふよふな希望も政府は持つてゐるよふに見えるけれども、そういう点はどんなになつておりますか。

○政府委員(石田正君) 先ほど木村委員からも御質問がありましたこととございませうが、これは何と申しますか、国際的に皆各国が国をなして、それだけの為替相場といふものを立てましてやつておられます。いろいろどうも行くかない部分が出て来る、これは現実問題として止むを得ないところであらうと思ふ。そういうふうな場合におきまして、或る意味におきましてみんな為替相場といふものがある、これは争われないと思ふ。併しそれを打開するために、日本自体といたしまして、或いはよその国でもそうである、勝手なことをするといふことでは必ずしも大局的に得るところがないのではないかと。例えて申しますれば、日本が仮にまあ千四百円から千四百円、或いは九百円にする、或いは八百円にするといふふうなことも考え、これは考えられると思ふのでありますけれども、併し同時に例へばアメリカからアメリカが、日本が三百六十円といふことを言つておるけれども、勝手に四百円にするとか、四百五十円にするといふようなことをやる、いふよふなことは、これは日本側としては困る。そういうふうな問題があると思ふ。それはお互いに話し合ひをしながら或る程度苦しいところも我慢するとか、何らか別の措置がありますれば、その措置を講ずるといふふうなことをやつて行かざるを得ないのであります。一方に割切るといふことがなか／＼できないのが実際であります。併しその被害が非常に極端になつて耐え切れぬといふことになりなりました場合はこれは考えな

ければならぬ、今差当りのことといひましては、大分一時騒ぎましたよふな状況とは違つて参りました。御承知の通りポンド地域につきましても、自然に最近までにおきましては、ポンドが溜まるという傾向になつておられます。併しこの二、三ヶ月といふものはその増勢といふものは或る意味から申しますと、非常に坂がなだらかになつて来たといふことを言へると同時に、濠洲その他において輸入制限をやるといふふうなことも言つておるのでございませう。そういう場合におきましては、よほど慎重に考へて行かなければならぬ、かように考へておる次第であります。

○委員外議員(波多野君) 何ですか、今実際相場と公定相場とのくらいついておられますか、以前とは……よくわからないのですが……

○政府委員(石田正君) これは実際相場といふか、何と申しますか、今多角的決済と申しますか、或いは自由市場と申しますか、そういうものがいろいろあります。従いまして、いわゆる自由市場とか、或いは言葉を悪く換へれば、闇市場といふものが非常に限られたものである。従いまして、所によりまして非常に違つておられます。例へて見ますならば、アメリカにおきましますところの、例へばポンドの相場ならポンドの相場といふものをとりましても、これはポンドの実際相場とか、或いは闇相場であるとかいふよふなもの、ポンド一本じやないのではありません。日本で持つておるポンドについてはどうか、或いはタイの持つておるポンドについては幾らとかいふよふな工合に、ポンド自体におきまして

も、ただ一つのマーケットにおいても違つて、為替管理とかいふよふなものが行われておられますために、どうしてそういう平準化が行われぬといふことがございませう。

それから大勢といたしましては、例の新らしい内閣ができて、為替につきましてはいわゆる入超と申しますか、或いは国際收支が非常に赤字になつて来るのを放任しないためにいろいろな政策をとつてゐることは御承知でございませうが、あれ以後はどうかと申しますと、実際相場はむしろ回復しているという傾向になつてゐる。併し大した大きな回復ではない。同時に日々の相場を見ておられますが、これが上つたり下つたりしておられます。まだ一定的な傾向は出ておらないといふよふな実状もありません。

○委員外議員(波多野君) それで今の為替損失補償といふのは、公による取引における損失補償ですか。

○政府委員(石田正君) 当然その通りであります。

○委員外議員(波多野君) どうですか、日本側としてポンド地域からの重要物資の輸入において相当困難があるといふことは、今の為替の問題にも一つの原因があると思ふのだが、そういう点については、別に手を打たないでまあ国際協定の線でお互いの話し合ひで何か途を見つつけようといふよふな態度で日本政府はその問題を扱つてゐるのか、もう少し積極的に対つてゐるかどうかですか。

○政府委員(石田正君) これはポンドの問題にしても、ほかの国の通貨につきましてもいろいろ問題があるのであります。なか／＼一概にこうとい

ふうに割切るわけには行かないと思ひます。と申しますのは、ドルの問題とかポンドとかといふ問題は、これは世界各国の問題でありまして、日本だけの操作によつて片付き得ないといふ根本問題があるわけでありませう。そういうふうな問題がございませう。何と申しますか、ポンド地域とか何と申しますか、ポンド地域とか何と申しますか、或いはポンド国際決済通貨といふよふな問題についても、これは更に弱いものにするのがよろしいのか、それともそれを成るべくなら強くしたほうがいいのかといふ問題、或いは強くなる可能性はない、併し弱くなつてもそのあとがどうなるかといふことを考へる場合には、代りのものが出て来ない限りにおいては、よほど慎重に考へなければならぬ問題があるといふふうにおもつておられます。従いまして、ただその根本問題につきましても、行こうといふよふなことは、日本として果し得るところの部分と申しますか、パーセンテージといふものは遺憾ながらない、かように考へておられます。同時にそのために害を受けるといふことがある、工合が悪いといふ面があります、そういうものにつきましても、できるだけ日本全般の経済に悪影響がないよふにしなければならぬ、自主的な範囲においてやり得る、かように考へておられます。

○委員外議員(波多野君) いわゆる日英協定ですね。あれの改訂の問題なり何かあるでせうか。そういうのはどういふ態度で臨んでおられますか。

○政府委員(石田正君) これはいづれその問題に当面しつと向うと協議をしなければならぬと思つておられます。ただ今日どういふ態度に出るかといふこ

うに割切るわけには行かないと思ひます。と申しますのは、ドルの問題とかポンドとかといふ問題は、これは世界各国の問題でありまして、日本だけの操作によつて片付き得ないといふ根本問題があるわけでありませう。そういうふうな問題がございませう。何と申しますか、ポンド地域とか何と申しますか、ポンド地域とか何と申しますか、或いはポンド国際決済通貨といふよふな問題についても、これは更に弱いものにするのがよろしいのか、それともそれを成るべくなら強くしたほうがいいのかといふ問題、或いは強くなる可能性はない、併し弱くなつてもそのあとがどうなるかといふことを考へる場合には、代りのものが出て来ない限りにおいては、よほど慎重に考へなければならぬ問題があるといふふうにおもつておられます。従いまして、ただその根本問題につきましても、行こうといふよふなことは、日本として果し得るところの部分と申しますか、パーセンテージといふものは遺憾ながらない、かように考へておられます。同時にそのために害を受けるといふことがある、工合が悪いといふ面があります、そういうものにつきましても、できるだけ日本全般の経済に悪影響がないよふにしなければならぬ、自主的な範囲においてやり得る、かように考へておられます。

○委員外議員(波多野君) どうですか、日本側としてポンド地域からの重要物資の輸入において相当困難があるといふことは、今の為替の問題にも一つの原因があると思ふのだが、そういう点については、別に手を打たないでまあ国際協定の線でお互いの話し合ひで何か途を見つつけようといふよふな態度で日本政府はその問題を扱つてゐるのか、もう少し積極的に対つてゐるかどうかですか。

○政府委員(石田正君) これはポンドの問題にしても、ほかの国の通貨につきましてもいろいろ問題があるのであります。なか／＼一概にこうとい

ふうに割切るわけには行かないと思ひます。と申しますのは、ドルの問題とかポンドとかといふ問題は、これは世界各国の問題でありまして、日本だけの操作によつて片付き得ないといふ根本問題があるわけでありませう。そういうふうな問題がございませう。何と申しますか、ポンド地域とか何と申しますか、ポンド地域とか何と申しますか、或いはポンド国際決済通貨といふよふな問題についても、これは更に弱いものにするのがよろしいのか、それともそれを成るべくなら強くしたほうがいいのかといふ問題、或いは強くなる可能性はない、併し弱くなつてもそのあとがどうなるかといふことを考へる場合には、代りのものが出て来ない限りにおいては、よほど慎重に考へなければならぬ問題があるといふふうにおもつておられます。従いまして、ただその根本問題につきましても、行こうといふよふなことは、日本として果し得るところの部分と申しますか、パーセンテージといふものは遺憾ながらない、かように考へておられます。同時にそのために害を受けるといふことがある、工合が悪いといふ面があります、そういうものにつきましても、できるだけ日本全般の経済に悪影響がないよふにしなければならぬ、自主的な範囲においてやり得る、かように考へておられます。

○委員外議員(波多野君) いわゆる日英協定ですね。あれの改訂の問題なり何かあるでせうか。そういうのはどういふ態度で臨んでおられますか。

○政府委員(石田正君) これはいづれその問題に当面しつと向うと協議をしなければならぬと思つておられます。ただ今日どういふ態度に出るかといふこ







が最も日本にとつては有利であると思ふのです。この政治的な問題は一応別として、どうしても私は重要物資の輸入確保政策としては中国から輸入を考へなければこの為替損失補償……この程度では私はこの輸入確保が十分に日本にとつて有利にできると思わなないのです。粘結炭でも、鉄鉱石でも、塩についても半分ぐらいの値段で中国から買えるのでありますから、そういう点を十分これから私は政府が考慮すべきで、むしろこれは積極的にそういう方面に努力を拂うべきだと思ふのです。特に最近では通産省あたりはこのバトル法で禁じているよりも更にきつい貿易管理をやつていようでありますが、こういう点については講和発効後においては日本の貿易政策についても自主性をもつと持つて、積極的にその対策を考へるべきだと、そういう希望を附して本案に賛成いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平沼彌太郎君) それではこれより採決に入ります。設備輸出為替損失補償法案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は先例によつて委員長に御一任願います。

それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

小宮山常吉 岡崎 眞一  
西川甚五郎 下條 恭兵  
齋淵 春次 伊藤 保平  
田村 文吉 大矢半次郎  
菊田 七平 木村福八郎  
黒田 英雄

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記始めて。本日の委員会はこれで散会いたします。

五月二十二日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十九日)
  - 一、地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案(予備審査のための付託は四月四日)
  - 一、地方自治法第五十六條第四條の規定に基づき、税関の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件(予備審査のための付託は五月十日)
- 午後零時三十二分散会

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷行